

議案第75号

瑞穂町営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年12月2日

提出者 瑞穂町長 石塚 幸右衛門

(提案理由)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町営住宅条例の一部を改正する条例

瑞穂町営住宅条例（平成9年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「被害者で」を「被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、」に改め、同号ア中「第3条第3項第3号」及び「第5条」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ中「第10条第1項」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加

える。

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

瑞穂町営住宅条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1条から第5条 略 (使用者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)から(7) 略</p> <p>(8)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3から5 略</p> <p>第7条から第40条 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成26年1月3日から施行する。</u></p>	<p>目次 略</p> <p>第1条から第5条 略 (使用者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)から(7) 略</p> <p>(8)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号_____の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条_____の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項_____の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3から5 略</p> <p>第7条から第40条 略</p>

別表 略

別表 略